　　　　　　　　　　　　　第４章　人事（南空知公衆衛生組合公平委員会設置条例）

○南空知公衆衛生組合公平委員会設置条例

昭和42年5月23日

条　例　第　３　号

改正　昭和43年01月23日条例第1号　　昭和44年10月01日条例第3号

　地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、南空知公衆衛生組合公平委員会を設置する。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和43年1月23日条例第1号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和44年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

（～３８２）